

利用上の注意

1 商業統計調査について

商業に関する統計調査については、平成 19 年までは商業統計調査（本調査・簡易調査）に基づきとりまとめてきたが、平成 21 年の経済センサス創設に伴い、商業統計調査（簡易調査）は廃止され、以後、経済センサスー活動調査の結果を活用することとし、商業統計調査（本調査）は経済センサスー活動調査の 2 年後に実施されることとなった。

このため、本書では、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施された平成 26 年経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の結果のうち、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）で産業大分類「I-卸売業、小売業」と分類された商業事業所について集計することにより、福島県の商業の状況を取りまとめている。

なお、本書は、総務省及び経済産業省の平成 26 年経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の結果のうち、経済産業省から提供を受けた同調査の福島県内の事業所に関する調査票情報に基づき、福島県企画調整部統計課が作成したものである。

2 調査日

平成 26 年 7 月 1 日

（年間商品販売額、その他の収入額、年間商品仕入額は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで）

3 調査の対象（地域的範囲）

「平成26年経済センサスー基礎調査及び商業統計調査」の調査日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域のうち、帰還困難区域及び居住制限区域をその区域に含む調査区は、調査を実施していない。

(1) 全域を対象外とした町村

大熊町

(2) 一部の地域を対象外とした市町村

南相馬市、川俣町、富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村

4 本書統計表における集計対象について

本書は、「平成26年経済センサスー基礎調査及び商業統計調査」において、福島県内にある事業所のうち、日本標準産業分類に掲げる産業大分類が「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所について、以下のとおり集計したものである。

(1) 本書統計表第1表から第2表

産業大分類「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額及び売場面積は、数値が得られた事業所についてのみ集計した。

(2) 本書統計表第3表から第13表

産業大分類「I-卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、上記(1)各表の集計と事業所数、従業者数は一致しない。

なお、年間商品販売額と売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから同値となっている（表1）。

表1 「法人組織の事業所と個人経営の事業の合計」の表における卸売業及び小売業の合計の比較

統計表	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
第1表及び第2表	22,761	149,337	4,198,631	2,299,471
第3表以降	17,599	117,265	4,198,631	2,299,471

5 平成19年以前の商業統計調査との比較について

統計表第1表及び本書概要において、「平成26年」の数値は「平成26年経済センサス-基礎調査及び商業統計調査」(以下平成19年以前も含め注記のある場合を除き「商業統計調査」という)、「平成24年」の数値は「平成24年経済センサス-活動調査」(以下「活動調査」という)である。

また、日本産業分類が平成19年11月に改定になっているため、本書概要で平成19年と平成24年を比較するに当たっては、平成19年「商業統計調査」の産業分類を新分類に対応するよう組み替えている。

なお、「商業統計調査」との比較にあたっては、上記4(1)、(2)のように集計対象が異なることに留意する必要がある。